

石岡市空家等対策協議会について

1. 趣旨

平成27年5月26日に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」資料2（以下「法」という）に基づき、市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第6条に規定する「石岡市空家等対策計画」の策定に向け、法第7条に規定する「石岡市空家等対策協議会」を設置するものです。

2. 根拠法令（空家等対策の推進に関する特別措置法）

法第7条（以下、条文抜粋）

（協議会）

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3. 概要

（1）協議会の所掌事務

ア 法第2条第2項に規定する特定空家（以下、「特定空家等」という。）の判断基準に関する事項

イ 法第6条第1項に規定する市の空家等対策計画の作成及び変更に関する事項

ウ 空家等の適正な管理及び活用に関する事項

エ 特定空家等に対する措置の方針に関する事項

オ その他市長が必要と認める事項

（2）協議会の組織

構成員は10人（2ページ参照）。委員の任期は2年とし、再任することができる。

（3）会長及び副会長

協議会には会長及び副会長を置き、会長には市長をもって充て、副会長は委員の互選によってこれを定める。

（4）会議

ア 協議会の会議は必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

イ 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（5）守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

石岡市空家等対策協議会委員名簿

任期：平成28年11月30日～平成30年11月29日

氏 名	所 属	備考
今 泉 文 彦	石岡市長	
三 輪 清 司	一般社団法人 茨城県建築士会	
市ノ澤 創	茨城司法書士会	
三 輪 善 夫	公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会	
山 本 幸 子	筑波大学	
小森谷 芳 宏	水戸地方法務局	
佐 藤 信 夫	石岡市区長会	
高 野 芳 枝	石岡市民生委員児童委員協議会連合会	
安 藤 義 勝	石岡警察署	
小松崎 政 次	石岡市消防本部	

(順不同・敬称略)

○石岡市空家等対策協議会要綱

平成28年3月25日

告示第114号

(設置)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、石岡市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する特定空家等(以下「特定空家等」という。)の判断基準に関する事項
- (2) 法第6条第1項に規定する市の空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
- (3) 空家等の適正な管理及び活用に関する事項
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 空家等の対策に関し、専門的な知識及び経験を有する者
- (2) 市民及び各種団体代表
- (3) その他空家等の適正な管理及び活用に関し、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長には、市長をもって充て、副会長は委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会には、付議すべき議案の調整等を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。